

# 康友会



康友会会長 東菱電子株式会社 代表取締役 筥橋 美久

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、希望の新春を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は、中国発のコロナウィルスの猛威に振り回され人類が経験したことの無い未曾有の惨劇を目の当たりにすることとなり、我々の生活に深刻な影響を与えられた一年であったかと思ひます。

本来ならば、希望に満ち溢れた年を誰しも想像されたことかと思ひます。

4年に一度開催されるオリンピックに合わせ、東京地区及びその周辺において、道路交通網の整備、ホテルの建設、競技場の建て替え等が着々と進み用意万端のところウィルスの地球規模の蔓延が進み、WHO（世界保健機構）がパンデミックを発令するに至り、オリンピック開催が一年延期の事態に陥りました。

世界中がコロナショックの中、経済、健康、生活に大きなショックが生じ、わが国は「3密」を避けるための経済活動、生活様式等の変更を余儀なくされ、社会全体が右往左往する状況でありました。

この様な状況下の中、新たな働き方としてリモートワーク方式の導入、オンライン会議・研修等が導入され、経済活動が一時と比べるとやや回復傾向にあると思ひれます。

健康面では、「うがい」「手洗い」「マスクの着用」の励行、「密集回避」を行ない健康管理を重視しなければならない事態になりました。

飲食業界、旅行業界、交通事業業界等の経済ショックは業績悪化が今まで経験したことの無い状況であり、人員整理、給料の見直し等が進み、会社の存続に大きな影響を受けています。

一方、政治、外交面においては、昨年より中国と米国との経済戦争状況にあるとともに、香港問題、ウイグル問題等人権軽視が顕著であるのにもかかわらず、理不尽な振る舞いが目立ち始めており、今後の動向を注視する必要があると思ひます。

この様な環境下でも国会では、相も変わらず、議論の焦点がずれ喫緊の問題の議論が深まわらず、我々の生活に大きな影響を与える補正予算、重要な法案の審議も滞り気味であります。もっと、海外・国内情勢を意識し、我々の生活に寄り添うような政治をして頂きたいものです。

特にコロナ禍終息に向けての議論が最優先事項と考えますが、如何でしょうか。

然しながら、この様な状況下でも我々は必死に頑張っておりましたが、コロナで始まりコロナで終わった一年でありました。

私たち康友会も、この難局を皆様と一丸となって会員企業様の更なる発展に役立つよう努力する所存でございます。

本年も皆様方にとってより良い明るい年でありますよう心から祈念し、新年のご挨拶を申し上げます。

# 康友会入会のご案内

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行においての補助が受けられます。

特典5・過去の研修会、セミナー等のビデオ・CD等を無料で借りられます。

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

## 1月、2月の税務・労務

### 1月の税務・労務

4日◇個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告開始（3月31日迄）

◇官庁御用始め

12日◇源泉所得税の納付

◇住民税特別徴収額の納付

20日◇納期の特例を受けた源泉所得税（7月～12月分）の納付

2月1日◇令和2年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告（400万円超）

◇令和2年11月決算法人の事業所税申告及び納付

◇労働保険料第3期分の納付（労働保険事務組合委託の場合、2月15日）

◇源泉徴収票の交付及び提出

◇法定調書の提出

◇給与支払報告書の提出

◇償却資産申告書の提出

◇個人住民税第4期分の納付

### 2月の税務・労務

1日◇贈与税の確定申告開始（3月15日迄）

10日◇源泉所得税の納付

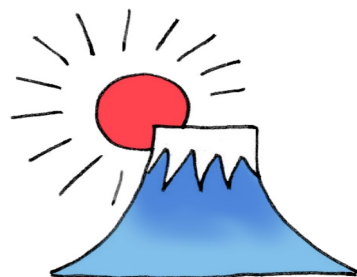
◇住民税特別徴収額の納付

16日◇所得税の確定申告開始（3月15日迄）

3月1日◇令和2年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月・決算法人の消費税中間申告（400万円超）

◇令和2年12月決算法人の事業所税申告及び納付

◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付



# 確定申告について

葵総合税理士法人 小澤 魅玲

## ①確定申告が必要になる方

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方。
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方。
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械・器具の使用料などの支払を受けた方。
- 災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方。
- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残高がある方。（その年の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ない。） など

## ②申告手続きの流れ

### 1. 確定申告に必要な書類を収集する

- ・源泉徴収票 ・保険料控除証明書 ・医療費の領収書 ・住宅ローン控除に必要な書類 など

### 2. 申告する所得や目的により、申告書や計算書等を準備する

- 申告書には、「申告書A」「申告書B」「第三表（分離課税用）」などがあります。
  - ・申告書Aは、主にサラリーマンやOL、公的年金や個人年金を受給している方。
  - ・申告書Bは、個人事業主や不動産賃貸収入のある方。
  - ・第三表（分離課税用）は、不動産や株式を売ったり、退職金をもらった方。
- 申告の内容によっては、別途、専用の計算書が必要になります。

### 3. 申告書の記入の流れ

- 申告書の記入は、第二表から第一表の順に記入する。
- 第一表の左上から順に記入する。
  - (1)収入金額と所得金額を記入 → (2)所得から差し引かれる控除額を記入
  - (3)本来の所得税額を計算 → (4)本来の所得税額から税額控除額等を差し引く

→ (5)所得税及び復興特別所得税の額を計算 → (6)源泉徴収税額を記入し納税額を計算

#### 4. 申告書の提出、所得税の納税と還付

●提出期限・納付期限は、令和3年2月16日から令和3年3月15日

##### ●納税方法

現金で納付する方法の他、預貯金口座からの振替納税、ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用しての電子納税、クレジットカードによる納税方法があります。

●還付金を受けるときは、申告書A又はBの第一表「還付される税金の受取場所」欄に、自分が受け取りを希望する口座を指定。申告書の提出から還付金の振込まで、通常1か月程度かかります。

### ③新型コロナウイルスと確定申告

#### 1. 感染拡大に伴う申告・納付期限の延長について

##### ●申告期限の延長が認められるケース

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方。
- ・感染拡大あるいは体調不良により外出を控えている方。
- ・平日の在宅勤務を要請している自治体に居住している方。

●申告時に確定申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と付記する。（別途、申請書等の提出は不要）

●申告期限を延長した場合、申告書の提出日が申告期限及び納付期限となります。

●振替納税の振替日については、所轄の税務署から個別に連絡が入ります。

#### 2. 新型コロナウイルス関連の給付金の確定申告について

##### ●確定申告が必要となる給付金等

- ・持続化給付金
- ・感染拡大防止協力金
- ・家賃支援給付金
- ・雇用調整助成金
- など

### ④令和2年度改正ポイント

#### 1. 「給与所得控除」「公的年金等控除」から「基礎控除」への振替

●働き方改革を後押しする観点から、特定の収入だけに適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ(=増税)、どのような所得にでも適用される基礎控除の額が10万円引き上げ(=減税)となります。

#### 2. ひとり親控除の創設、寡婦控除の見直し

●未婚のひとり親の負担を軽減するため、婚姻歴や性別にかかわらず所得控除を受けられる「ひとり親控除」が新たに創設されました。合計所得金額500万円以下（給与所得のみの場合は年収677万円以下）の単身者で、同一生計の子（総所得金額等が48万円以下）がいるなどの要件を満たすと、35万円の控除を受けられます。

●寡婦・寡夫控除についても見直しが行われ、令和2年分より前記「ひとり親控除」に該当しない人で、合計所得金額500万円以下（給与所得のみの場合は年収677万円以下）などの要件を満たしている場合、寡婦控除として27万円の控除を受けられます。

出典：「令和2年分 確定申告特集（準備編）」（国税庁）

「いちばんわかりやすい確定申告の書き方 令和3年3月15日締切分」（ダイヤモンド社）



## ご案内

### ●康友会からのお知らせ

#### 【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和3年 1月 20日 (水)  
令和3年 2月 16日 (火)  
令和3年 3月 17日 (水)  
弁護士 長谷川 留美子

### ●センターからのお知らせ

#### 【無料よろず相談日(予約制)】

令和3年 1月 20日 (水)

### 裏表紙のペット写真募集しています！

葵総合経営センターではセンターだよりの裏表紙を飾るペット写真も募集しています。可愛がっているペットの自慢をしてみませんか？

早川家では現在2匹が同居しています。もともとフウは威張っていて、後からきたモモに対し横柄な態度をとります。自分がかつろぎたい場所にモモが寝ていると猫パンチを繰り返して、どけようとしします。モモは後から来たためか、相当気を遣っているのがわかります。フウがいなくてゴロゴロ甘えてきますが、フウがいると私に近寄らないようにしています。健気な感じがするほどです。でも2匹が妥協したのか並んで寝ていることがあり、それを撮ったのが下の写真です。ほっこりしませんか？



### ◎休日のお知らせ

#### R3年 1 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    |    |    | 1  | 2  |
| 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 31 |    |    |    |    |    |    |

#### 2 月

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 |    |    |    |    |    |    |
|    |    |    |    |    |    |    |

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
専門家が何でもご相談に応じます。

### ● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
税 理 士 杉浦 正康  
税 理 士 古田 益三

### ● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
特定社会保険労務士 都築 玲香

### ● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

### ● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

### ● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

### ● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

### ● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



### 葵総合経営センター・康友会ニュース

#### 『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 中島和人 加藤紀男  
都築玲香 早川 毅 山田真義 木全美帆

あけましておめでとうございます。  
今年も葵総合経営センターだよりをよろしくお  
願いします。

昨年はコロナ感染症が世界を席巻しましたね。私も常にマスクをつけ手洗いにも時間をかけるようにしました。自由に行きたい場所に行けた、以前の生活に少しでも戻れるよう、あとちょっとだけ辛抱してみませんか。

早川 毅